公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２４４２号
札幌市白石区本通４丁目北５番28―301号
債務者　板垣　琴絵（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５９号
札幌市北区篠路８条５丁目３番35号　ルミエールソレイユ102号
債務者　佐藤　裕太
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２６号
札幌市南区澄川１条２丁目４番20―217号
債務者　木下　茂樹
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４５号
札幌市中央区南19条西12丁目１番35号　メゾン・ド・カネイ203号
債務者　本間美恵子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６５号
札幌市白石区南郷通２丁目南11番21号　山内ビル301号
債務者　山村あずさ
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７４号
札幌市西区平和２条８丁目９番１―402号
債務者　明石美智子（旧姓桶）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９０号
札幌市白石区川北2272番地８　白石福祉園
債務者　高橋　英雄
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９９号
札幌市北区北23条西14丁目５番地８　ロジェ・エルムの杜202号
債務者　増田　令子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３６号
札幌市豊平区豊平５条６丁目１番39号　梅田ハウス２号
債務者　佐々木花栄
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８８号
札幌市豊平区平岸２条４丁目１番３―509号
債務者　吉野　栄晃
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６号
群馬県太田市高林東町2496番地１　コーポ向野102号
債務者　山田　芳久
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第７２号
相模原市南区磯部1711番地
債務者　橋本美紀子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７４号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地13―308
債務者　菅野たか子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８４号
相模原市中央区矢部１丁目12番11号　グリーンハイムＡ205
債務者　遠藤　英樹（旧姓且元）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８５号
相模原市中央区矢部１丁目12番11号　グリーンハイムＡ205
債務者　遠藤かおり
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８７号
相模原市中央区清新３丁目６番５号　ＫＹビラサガミハラ304号
債務者　成田　栄司
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６号
新潟県三条市興野１丁目10番２号
債務者　六原鐵五郎
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
新潟地方裁判所三条支部